

カーリング支援要領

(目的)

第1条 この要領は、北見市カーリング支援推進委員会規約第8条第2項の規定に基づき、支援に関する経費について必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 支援については、北見カーリング協会の支援要請に基づき、事務局経費を除き、下記に定めるものに充てることとする。

(1) ジュニア育成事業支援費

北見カーリング協会が主催・共催する育成事業に係る経費。ただし、1事業につき、100,000円を上限とする。

(2) 大会出場支援費

ア 国際大会 1人 50,000円

イ 全国大会 1人 15,000円

ウ 全道大会 1人 10,000円

エ 大会に参加する選手、指導者（ただし、大会規定に定めた人数を限度とする。）

(雑則)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月14日から施行する。